

「環境資源工学」 投稿カード

原稿番号*		・本文：_____枚 ・図・写真：_____枚 ・表：_____枚 ・英文概要：_____枚 ・図表説明：_____枚 ・カラー印刷： <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (図 _____)	概算頁数*	
受付月日*	年 月 日			
受理月日*	年 月 日			
掲載*	年 月 日		頁	
原稿分類	<input type="checkbox"/> 論説報文 <input type="checkbox"/> 総説 <input type="checkbox"/> 講座 <input type="checkbox"/> 特別講演 <input type="checkbox"/> 資料 <input type="checkbox"/> 速報 <input type="checkbox"/> 技術紹介 <input type="checkbox"/> 一般記事			
論文 題目	和文			
	英文			
キーワード (5個程度)	和文			
	英文			
著者 (掲載 時 記 載 情 報)	会 員 資 格	氏 名	所属部署、所属機関名、	ORCID
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
	正会員 学生会員 非会員	(ローマ字)	(英文訳)	
代表著者 連絡先	氏名： 所属（自宅の場合不要）： 住所：〒		E-mail： TEL： FAX：	

* は事務局において記入

【個人情報の管理について】

提供された個人情報は、本会の「個人情報に関する取扱規程」に則り一般社団法人環境資源工学会が責任をもって管理し、本会の運営並びに会員相互の研究上の連絡に必要な場合にのみ、必要な会員に開示することがあります。また、本会が一部の業務を委託している委託先に、業務遂行に必要な個人情報を預託することがあります。なお、ご本人の個人情報に関する開示・訂正・削除の請求は、下記までご連絡下さい。

【個人情報についての問合せ先】

一般社団法人環境資源工学会事務局 TEL：03-6459-2203 FAX：03-3403-1776 E-mail: info@rpsj.org

承諾書

一般社団法人環境資源工学会

編集委員長 殿

私は、一般社団法人環境資源工学会著作権規程に定めるところにより、本著作物の著作権を一般社団法人環境資源工学会に帰属させること、ならびに本著作物の一切の著作権行使に関わる諸手続を一般社団法人環境資源工学会に委任することを、共著者全員の同意のもと、共著者全員を代表して承諾致します。

(西暦) 年 月 日

住所

氏名

一般社団法人環境資源工学会 著作権規程

制定・施行 2020年12月 9日

改定 2021年12月17日

第 1条 一般社団法人環境資源工学会（以下、「本会」という）が編集発行する「環境資源工学」誌およびその他全ての編集発行物（以下、「編集発行物」という）に掲載された論文・報告等の著作物に関する国内外の一切の著作権は、本会に帰属する。ただし、本会と本会外の第三者との間の受託契約等に特別の定めがある場合を除く。

2 前項によらず、当該著作物が自ら編集発行物に掲載された個々の著作物の非商業的・商業的利用の目的で、使用、公表又は翻訳・翻案等して利用することについて行うことは妨げないが、利用に際しては、当該著作物が本会の発行した編集著作物に掲載されたものであることを明記することを要する。

第 2条 前条の許諾、ならびに許諾の条件の決定の委任に関して、個々の著作物は投稿又は寄稿する際、別に定める承諾書を本会に提出するものとする。なお、承諾書の提出がなくても、編集発行物への掲載を妨げるものではない。

第 3条 編集発行物の内容については、当該著作物の著作者自身が責任を負うものとし、当該著作物について第三者の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争等が生じた場合にはその著作者自身が責任をもって処理にあたるものとする。また紛争等によって本会に損害を与えた場合には、当該著作物の著作者は本会に対して損害を補填するものとする。

第 4条 本規程の改廃については、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

付 則 本規程は「一般社団法人環境資源工学会編集著作物に関する著作権規定」を改定し、「一般社団法人環境資源工学会著作権規程」として制定・施行するものである。なお、施行日以前の編集発行物についても本規程は適用される。